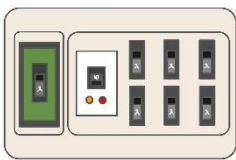




分電盤についての相談事例



事業者から「無料で分電盤を点検する」と電話があり、了承した。点検後に「この分電盤は古いので、漏電すると火災の原因になる。交換した方がよい。」と勧められた。

その場で25万円の分電盤交換工事の契約をしたが、家族から高額ではないかと言われた。(80歳・男性)

POINT 01

分電盤を含む家庭用の電気設備については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務づけられています。法定点検は、事前に書面で通知され、調査員の身分証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で契約を持ち掛けることはありません。

POINT 02

訪問販売に該当する場合、法定書面を渡されてから8日以内であればクーリング・オフができます。

POINT 03

分電盤は経年劣化により故障する可能性があります。心配な場合は、電力会社等に問い合わせましょう。



昨年度から、全国的に分電盤についての相談が増えています。困ったときは、早めに消費生活センターへご相談ください。

まずはお電話ください **0567-23-0150**
海部地域消費生活センター

対 象：海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方

相談日時：月曜から金曜 9:00～16:30

(国民の休日と12月29日～1月3日を除く)

住 所：津島市西柳原町1丁目14番地(愛知県海部総合庁舎1階)